

令和 8 年 9 月定例会 委員会提出議案

・ 令和 8 年 9 月 9 日提出

議案番号	件 名	区 分	結 果	備 考
委員会提出 議案第 2 号	釜石市議会会議規則の一部を 改正する規則	規則改正	可 決	9/9 審議

委員会提出議案第2号

釜石市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び釜石市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和8年9月9日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 菊池 秀明

印

委員會提出議案第 2 号

釜石市議会会議規則の一部を改正する規則

釜石市議会会議規則(昭和42年釜石市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(起立_____による表決) 第70条 議長が表決を採ろうとするときは、_____問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。 (新設) (新設) (新設)	(表決システム等による表決) 第70条 議長が表決を採ろうとするときは、<u>表決システムにより、</u>問題を可とする者_____の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 <u>表決システムによる表決を採ろうとするときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u> 3 <u>議長が表決の終了を宣告した際に、前項の規定による賛否が明らかでない者については、問題を否としたものとみなす。</u> 4 <u>第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立又は挙手する者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u> 5 <u>議長が起立又は挙手する者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u> (簡易表決)
2 議長が起立者_____の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 (簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立_____の方法で表決を採らなければならない。 (起立__による表決) 第124条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立	5 議長が起立又は挙手する者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 (簡易表決) 第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立<u>又は挙手</u>の方法で表決を採らなければならない。 (起立<u>等</u>による表決) 第124条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手

させ、<u>起立者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。 (新設) (新設) (新設) 2 <u>委員長が起立者</u>の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。 (簡易表決) 第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立</u>の方法で表決を採らなければならない。	させ、<u>起立又は挙手する者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。 2 <u>前項の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、表決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。</u> 3 <u>前項の場合において、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u> 4 <u>委員長が表決の終了を宣告した際に、前項の規定による賛否が明らかでない者については、問題を否としたものとみなす。</u> 5 <u>委員長が起立又は挙手する者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</u> (簡易表決) 第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、<u>起立又は挙手</u>の方法で表決を採らなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

f

提 案 理 由

令和8年9月24日に新市庁舎が開庁することにもない、議場等での表決の方法を変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項第15号の規定により提出するものである。